

行方不明にならないか心配なので利用したい！

登録・利用の流れ

ご家族等で行方不明になってしまわないか心配な方がいる場合は、事前に『高齢者等SOSネットワークシステム』へ登録して下さい。

1 まずは、事前に登録して下さい（申請できる方は、登録する方のご家族等に限られます）

- 保健福祉課（保健福祉センター内）の地域包括支援センター又は上浦幌支所で利用登録の申請をしてください。（3ページ下をご覧ください）
- 申請ができる方は、登録する方のご家族又は同居若しくはそれに準じる形態で現に介護している方、及び成年後見人等となります。
- 登録申請の際は、窓口に来られる方の**印鑑**、登録する方との関係が証明できるもの（**住民票など**）、登録する方の**写真データ**をお持ちください。
 - ※ 写真は、6ヶ月以内に撮影し、①無帽で顔が大きく写ったもの ②普段出掛ける時によく着る服装で全身が写っているもの ③その他検索時に参考となる写真 など
- 登録後の写真付き登録台帳は、町保健福祉課、浦幌町地域包括支援センター、及び池田警察署で保管することになります。

2 登録者が行方不明になってしまったら、すぐに警察（110番）へ通報して下さい

- 110番通報は、北海道警察釧路方面本部の司令室につながりますので、まず**住所**からお話してください。

3 警察へ通報したあとに、下記のダイヤルへ連絡して下さい

- 平日の「午前8時30分～午後5時15分」の場合

『浦幌町保健福祉センター』ダイヤル：015-**576-5111**

- 「土日祝祭日（閉庁日）」や「平日の上記時間以外」の場合

『浦幌町役場』ダイヤル：015-**576-2111**



4 検索の開始

- 「検索協力機関」等へ電子メールなどで検索の協力を依頼します。なお、申請者の同意があった場合に町の「防災行政無線」を活用する場合があります。

5 発見されましたら、もう一度、上記「3」のダイヤルへ連絡して下さい

- 発見の連絡をいただくことで、検索に協力いただいた「検索協力機関」等へ発見の報告とお礼メールを配信し、検索依頼を解除します。